

(意見書案第11号)

J R 三島・貨物会社に係る支援策に関する意見書

昭和62年4月1日、国鉄は分割・民営化され、J R 7社が誕生した。このうちJ R 三島会社(北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社)については、発足当初から営業赤字は避けることはできないとして、J R 三島各社に経営安定基金が設けられ、そこから生み出される運用益と固定資産税等の減免措置による負担軽減によって営業赤字を補填する措置が講じられてきた。

しかし、長びく低金利による影響を受け、経営安定基金の運用益は大幅に減少することとなり、経営努力の範疇をはるかに超えるこの事態を改善するため、平成9年度からの5年間、経営安定基金の運用益確保を目的とした新たなスキームが確立され、その後も、平成14年度から5年間の延伸が行われているが、このままでは、今後、さらに経営安定基金の運用益は減少していくことが確実である。

さらに、昨年のJ R 西日本、J R 東日本での相次ぐ事故により、鉄道の安全性が問われており、J R 北海道でも、安全性の向上に向けてハード面での対策が求められ、その設備費も増大している。

また、鉄道貨物は、環境負荷が小さく、大量輸送できる特性を有しているものの、J R 貨物(日本貨物鉄道株式会社)のシェアは依然として低位にあり、今後、一層のモーダルシフトの推進が求められているが、脆弱な経営基盤であるために課題も山積している。

J R 三島・貨物会社は、地域住民の足として、社会生活に密着する物流として、国民生活に欠くことのできない存在である。しかし、J R 三島・貨物会社に講じられている支援策は平成19年3月末に期限切れを迎え、今後も、支援策が講じられなければ、再び赤字線の廃止や運賃改定などによって、利用者や地域住民に多大な負担となることは必至である。

よって、政府においては、平成19年度以降も、J R 三島・貨物会社に講じられている現行支援策(経営安定基金運用益の確保・固定資産税等の減免)と同等以上の効果をもたらす支援策を継続するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年6月29日

釧 路 市 議 会

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣

} 宛